

平成 29 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社マツオカコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 松 岡 典 之
(コード番号：3611 東証)
問 合 せ 先 常務取締役 IPO 推進室室長 西 脇 徹
(TEL. 084-973-5188)

自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 29 年 11 月 9 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への上場に伴う公募による自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- | | |
|--|--|
| (1) 募 集 株 式 の 数 | 当社普通株式 1,195,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定 (平成 29 年 11 月 24 日の取締役会で決定する。) |
| (3) 払 込 期 日 | 平成 29 年 12 月 12 日 (火曜日) |
| (4) 募 集 方 法 | 処分価格(募集価格)での一般募集とし、野村證券株式会社、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、株式会社 SBI 証券、みずほ証券株式会社、いちよし証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、エイチ・エス証券株式会社、SMBC 日興証券株式会社、エース証券株式会社、東洋証券株式会社及びひろぎん証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は処分価格 (募集価格) と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、公募による自己株式の処分を中止する。 |
| (5) 処 分 価 格
(募 集 価 格) | 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 29 年 12 月 4 日に決定する。) |
| (6) 申 込 期 間 | 平成 29 年 12 月 5 日 (火曜日) から
平成 29 年 12 月 8 日 (金曜日) まで |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (8) 株 式 受 渡 期 日 | 平成 29 年 12 月 13 日 (水曜日) |
| (9) 前記各項を除くほか、この公募による自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書 (並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|--|--|----------|
| (1) 売出株式の種類
及び数 | 当社普通株式 | 450,000株 |
| (2) 売出人及び
売出株式数 | 東京都港区芝三丁目33番1号
アジアゲートウェイ1号投資事業有限責任組合 | 250,000株 |
| | 広島県福山市
松岡 典之 | 150,000株 |
| | 大阪府大阪市中央区谷町三丁目1番12号
島田商事株式会社 | 50,000株 |
| (3) 売出方法 | 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。 | |
| (4) 売出価格 | 未定（上記1.における処分価格（募集価格）と同一となる。） | |
| (5) 申込期間 | 上記1.における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申込株数単位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株式受渡期日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|--|-------------------------------|--------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 246,700株（上限） |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村証券株式会社 | 246,700株（上限） |
| (3) 売出方法 | 売出価格での一般向け売出しである。 | |
| (4) 売出価格 | 未定（上記1.における処分価格（募集価格）と同一となる。） | |
| (5) 申込期間 | 上記1.における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申込株数単位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株式受渡期日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- | | | |
|---------------|-------------------------|----------|
| (1) 募集株式の数 | 当社普通株式 | 246,700株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（上記1.における払込金額と同一とする。） | |
| (3) 申込期日 | 平成30年1月9日（火曜日） | |
| (4) 払込期日 | 平成30年1月10日（水曜日） | |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成29年12月4日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

5. 親引けの件

上記1.の公募による自己株式の処分に当たり、当社は、野村証券株式会社に対し、引受株式数のうち、82,200株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 1,195,000株

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 450,000株
オーバーアロットメントによる売出し 246,700株
(※)

(2) 需要の申告期間 平成29年11月27日(月曜日)から
平成29年12月1日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 平成29年12月4日(月曜日)
(処分価格(募集価格)及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成29年12月5日(火曜日)から
平成29年12月8日(金曜日)まで

(5) 払込期日 平成29年12月12日(火曜日)

(6) 株式受渡期日 平成29年12月13日(水曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である松岡 典之(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年11月9日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式246,700株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成29年12月13日から平成29年12月28日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式の推移

現在の自己株式数	1,195,000株
公募による自己株式の処分株式数	1,195,000株
公募による自己株式の処分後の自己株式数	0株

(注) 今回の公募による自己株式の処分に当たり、発行済株式総数は変動いたしません。

3. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式数	9,625,000株
第三者割当増資による増加株式数	246,700株 (最大)
増加後の発行済株式総数	9,871,700株 (最大)

4. 調達資金の使途

今回の公募による自己株式の処分における手取概算額2,663百万円については、第三者割当増資の手取概算額上限552百万円と合わせて、子会社での設備投資に必要な金額を、その都度、子会社への投融資資金として充当する予定であります。

子会社での具体的な設備投資は、生産能力の強化のために TM Textiles & Garments Limited. 工場第3期工事(所在地:バングラデシュ)の資金の一部として733百万円(平成30年3月期)、PHU THO MATSUOKA CO.,LTD 工場第3期工事(所在地:ベトナム)の資金として885百万円(平成31年3月期)及びMYANMAR POSTARION COMPANY LIMITED シュエピター工場建替工事(所在地:ミャンマー)の資金として563百万円(平成31年3月期)があります。

上記以外にも、各工場でのマシン等設備の更新投資のほか、将来的な工場の新設または生産能力増強等を目的とした平成31年3月期以降の子会社への投融資資金に充当していく予定ですが、設備投資の実施時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

*有価証券届出書提出時における想定処分価格(募集価格)2,420円を基礎として算出した見込額であります。

5. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、剰余金の処分につきましては、株主への利益還元を図り、かつ将来の事業展開と財務体質の充実に必要な内部留保を確保するため、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、日々刻々と変化する事業環境に対応し得る企業体質の強化を図るとともに、持続的な成長を実現するための設備投資や競争力の強化及び市場のニーズに応えるグローバルな生産体制の整備及び確立に向け有効活用してまいり所存であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後は株主利益の確保を前提として将来の事業発展に必要な内部留保の充実を図るべく、一定の配当性向を目標にして株主への利益還元を実施する所存であります。当方は配当性向20%を目標にして経営に努めてまいります。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり当期純利益	105,132.64円	219.65円	156.65円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	50円 (—)	50円 (—)	50円 (—)
実績配当性向	0.05%	0.05%	0.06%
自己資本当期純利益率	25.5%	21.1%	12.7%
純資産配当率	0.01%	0.01%	0.01%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。
3. 当社は、平成29年10月18日付で株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、平成28年3月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 上記3.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、平成27年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、平成27年3月期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり当期純利益	210.26円	219.65円	156.65円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	0.10円 (—)	0.10円 (—)	0.10円 (—)

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

6. ロックアップについて

上記1. の公募による自己株式の処分並びに上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人及び貸株人である松岡典之、売出人である島田商事株式会社並びに当社株主である合同会社マツオカカンパニー、賈永明、松岡辰徳、馬場誠、戸田輝明、内田修平、川原慶士、郷英訓、松岡美奈及び行澤美津子は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年3月12日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨、合意しております。

当社株主である株式会社広島銀行、みずほ成長支援投資事業有限責任組合、合同会社パインヒルコーポレーション、株式会社ファーストリテイリング、三菱UFJキャピタル株式会社、日本生命保険相互会社、神原汽船株式会社、倉敷紡績株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行、鴻池運輸株式会社、東レ株式会社、金光仁美、株式会社サンエス、ハチダイヤ株式会社、升田幸雄、株式会社マイティネット、株式会社広島ベンチャーキャピタル及び間所慶子は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年3月12日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、その売却価格が処分価格（募集価格）の1.5倍以上であって、野村證券株式会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨、合意しております。

当社の株主であるマツオカコーポレーション従業員持株会は、野村證券株式会社に対して、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年6月10日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年6月10日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年11月9日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当等は除く。）を行わない旨、合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

加えて、当社は、野村證券株式会社より、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の平成30年3月12日までの期間中、引受契約締結日において野村證券株式会社の計算で保有する当社株式400,000株の売却（ただし、その売却価格が処分価格（募集価格）の1.5倍以上であって、野村證券株式会社を通して行う売却等及び当該元引受契約締結日以降に取得した当社株式の売却は除く。）を行わない旨聴取しております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

7. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「5. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。